

平成 27 年度～平成 31 年度

藤岡市 子ども・子育て支援事業計画

計画構成（案）

資料 2

計画構成（案）	基本指針（案）	
	記載上の取扱	記載内容
第 1 章 計画の概要		
1 子ども・子育て支援の意義	【任意】	○子どもの育ち及び子育てをめぐる環境 ○子どもの育ちに関する理念 ○子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義 ○社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割
2 計画策定の趣旨	—	
3 計画の位置づけ	—	○次世代育成支援行動計画を引き継ぐ計画としての位置づけ
4 計画の期間	【任意】	
第 2 章 子ども・子育てをめぐる本市の現状		
1 統計などからわかる本市の現状	—	○統計資料の整理、分析
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の現状	—	○現状の基盤状況
3 次世代育成支援対策に係る分析・評価	【必須】	○次世代育成支援にかかる各事業の分析・評価
第 3 章 計画の基本的な考え方		
1 基本理念	【任意】	
2 教育・保育提供区域の設定	【必須】	○教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。
3 基本的視点と基本施策	—	○現行計画を踏襲した体系の整理

第4章 計画の推進方策

<p>1 教育・保育 (必要量の見込み、確保の内容、実施時期)</p>	<p>【必須】</p>	<p>○各年度における教育・保育の量の見込み別表第二の参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み(満三歳未満の子どもについては保育利用率を含む。)を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 ○実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期認定区分ごと及び特定教育・保育施設(特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む)又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>										
<p>2 地域子ども・子育て支援事業 (必要量の見込み、確保の内容、実施時期)</p> <table border="1" data-bbox="280 821 1108 1356"> <tr><td>(1) 利用者支援に関する事業</td></tr> <tr><td>(2) 延長保育事業</td></tr> <tr><td>(3) 放課後児童健全育成事業</td></tr> <tr><td>(4) 子育て短期支援事業</td></tr> <tr><td>(5) 乳児家庭全戸訪問事業</td></tr> <tr><td>(6) - 1 養育支援訪問事業</td></tr> <tr><td>(6) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)</td></tr> <tr><td>(7) 地域子育て支援拠点事業</td></tr> <tr><td>(8) 一時預かり事業</td></tr> <tr><td>(9) 病児保育事業</td></tr> </table>	(1) 利用者支援に関する事業	(2) 延長保育事業	(3) 放課後児童健全育成事業	(4) 子育て短期支援事業	(5) 乳児家庭全戸訪問事業	(6) - 1 養育支援訪問事業	(6) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)	(7) 地域子育て支援拠点事業	(8) 一時預かり事業	(9) 病児保育事業	<p>【必須】</p>	<p>○地域子ども・子育て支援事業の量の見込み別表第三の参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 ○実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
(1) 利用者支援に関する事業												
(2) 延長保育事業												
(3) 放課後児童健全育成事業												
(4) 子育て短期支援事業												
(5) 乳児家庭全戸訪問事業												
(6) - 1 養育支援訪問事業												
(6) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)												
(7) 地域子育て支援拠点事業												
(8) 一時預かり事業												
(9) 病児保育事業												

(10) 子育て援助活動支援事業		
(11) 妊婦健康診査		
3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項	【任意】	○育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	【任意】	○児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(1) 児童虐待防止対策の充実		
①関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化		
②発生予防、早期発見、早期対応等		
③社会的養護施策との連携		
(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進		
(3) 障害児施策の充実等		
5 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	【任意】	○仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）		
①仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な実現方法の周知のための		

	<p>広報、啓発</p> <p>②法その他の関係法律に関する労働者、事業主、地域住民への広報、啓発</p> <p>③仕事と生活の調和及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集及び提供等</p> <p>④仕事と生活の調和に関する企業における研修及びコンサルタント、アドバイザーの派遣</p> <p>⑤仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の認証、認定や表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進</p> <p>⑥融資制度や優遇金利の設定、公共調達における優遇措置等による、仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業における取組の支援</p>		<p>※表左の③～⑥（網掛け部）については、基本指針（案）には記載されている事項であるが、市単独での実施は難しいと思われる事業。</p>
<p>第5章 計画の推進体制と進捗管理</p>			
1	<p>計画の推進体制</p>	-	
2	<p>教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保</p> <p>(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方</p> <p>(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性</p> <p>(3) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策</p> <p>(4) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携方策</p> <p>(5) 市町村間及び県との間の連携方策</p>	<p>【必須】</p>	
3	<p>計画の点検・評価などの進捗管理</p>	-	